

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	30
契約番号	31農振財契第454号
件名	高圧洗浄機の購入
履行場所	東京都大島町元町字和泉99-5 公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター
概要	<p>○高圧洗浄機 5台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力:三相 200V 50Hz ・最高吐出水量:1000ℓ/h以上 ・最高吐出水圧:15MPa以上 ・モーター出力:6.0kw以上 ・寸法:長さ550×幅500×高さ1,050mm程度 ・質量:60kg程度 <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
納入期限	令和1年10月31日(木)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者</p>
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和元年8月28日(水) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団(東京都立川市富士見町3-8-1) 2階 セミナー室
希望申出期間	令和元年8月8日(木)から同月16日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し</p> <p>○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p> <p>(1)及び(2)を提出してください。</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。</p> <p><u>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u></p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター 【担当】 小林</p> <p>住所 東京都大島町元町字和泉99-5</p> <p>電話 04992-2-3461 FAX 04992-2-4492</p>

仕 様 書

- 1 件 名 高圧洗浄機の購入
- 2 数 量 5 台
- 3 納 入 場 所 東京都大島町元町字和泉 99 番 5
公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター
- 4 納 入 期 限 令和元年 10 月 31 日
- 5 支 払 条 件 検査完了後、適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内
- 6 仕 様 冷水高圧洗浄機
(本体)
動力：三相 200V 50Hz
最高吐出水量：1000ℓ /h 以上
最高吐出水圧：15MPa 以上
最高給水温度：60℃以下
モーター出力：6.0kw 以上
寸法：長さ 550mm×幅 500mm×高さ 1050mm 程度
質量：60 kg 程度
(付属品)
トリガーガン、サーボプレスユニット、高圧ホース(10m 程度)、
25° パワーノズル、AVS スプレーランス、洗浄剤タンク(10L 程度)
(オプション)
サイクロンジェットノズル
- 7 入札等につ 入札（または見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び
いて 公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 8 環境により 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合で、
良い自動車 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都
利用につい 条例第 215 号）の規定に該当する場合は、次の事項を遵守すること。
て (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に
おける総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）
の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、

粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- 9 暴力団等排除に関する特約条項
- 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- 10 その他
- (1) この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。
- (2) 納品にかかる経費（海上、陸上運賃等）は、契約金額に含めること。

担当：公益財団法人東京都農林水産振興財団
栽培漁業センター 小林
東京都大島町元町字和泉 99-5
電話：04992-2-3461